

■やまと共創郷育センターの組織化 《奈良女子大学》

1. センターの概要

やまと共創郷育センターは平成 27 年 12 月 1 日付で発足した組織です。「奈良女子大学やまと共創郷育センター規程（以下、「規程」と記載）において目的は以下のように規定されています。

（目的）

第 2 条 センターは、奈良女子大学（以下「本学」という。）が、参加大学等、参加自治体及び参加企業（以下「事業協働機関」という。）と連携して、地域を志向した教育並びに社会貢献を推進し、地域の活性化、地域が求める課題解決に資する多様な人材の育成及び情報・技術の地域への集積に取り組む「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（以下「COC+事業」という。）を総括し、全学的に推進することを目的とする。

やまと共創郷育センターは、COC+事業の趣旨に則し、地域を志向した教育と地域活性化、地域が求める課題解決等奈良県の地方創生に大学として取り組むための全学的組織として設立されています。地域が一体となってやまと再生に取り組む「共創」、自治体や企業との連携・協働により学生を育てる「郷育」。やまと共創郷育センターの名称には、大学と地域の双方向の期待と意思が込められています。

なお、規程第 2 条に定める「事業協働機関」の構成は以下のとおりです。

参加大学等	奈良女子大学（実施校） 奈良工業高等専門学校（参加校）
参加自治体	奈良県、下市町、十津川村、野迫川村
参加企業等	奈良経済同友会、奈良テレビ放送株式会社 株式会社南都銀行、奈良交通株式会社 奈良県農業協同組合、奈良中央信用金庫 三晃精機株式会社、テクノス株式会社 河村繊維株式会社 社会福祉法人天寿会特別養護老人ホームひびきの郷 社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院

2. センターの組織

やまと共創郷育センターは規程第3条において、以下のものを組織の構成員とする旨規定しています。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 COC+コーディネーター
- 三 その他の職員

2 センター長は、学長が指名する者をもって充て、学長が任命する。

3 第1項第三号のその他の職員は、学長が任命する。

さらに規程第4条において第3条に定める構成員の職務を規定しています。

(職務)

第4条 センター長は、COC+事業の業務を掌理する。

2 COC+コーディネーター及びその他の職員は、センター長の命を受け、その職務に従事する。

組織の構成員として規定されている「COC+コーディネーター」はCOC+事業協働機関が相互に連携し、円滑に事業を実施していくために配置されたCOC+事業の専従者です。地域ニーズの掘り起しや大学のシーズとのマッチング、各取組状況の進捗管理、事業改善意見の具申、事業協働地域の取組の情報共有や情報発信を行う人材として公募により採用いたしました。

また、センター組織とは別にセンター業務を補佐するやまと共創郷育センター支援室を別に設置し、COC+事業推進のための取組に関する企画・連絡調整、その他管理業務等を行うことによりセンター事業をサポートしています。

なお、センター、支援室については新たに学内に専用スペースを設けています。



右 今岡春樹学長 左 藤原素子やまと共創郷育センター長

3. やまと共創郷育センターCOC+事業協議会

やまと共創郷育センターが実施する COC+事業は、参加大学、参加自治体、参加企業の協働が事業の鍵となります。それらの事業協働機関の間で情報共有を行ったり、COC+事業全体の実施に関する重要事項を審議するための場として設置されているのが「やまと共創郷育センターCOC+事業協議会」です。

（協議会の設置）

第5条 センターに、本学と事業協働機関の間で、第2条の目的を達成するための情報共有やCOC+事業全体の実施に関する重要な事項を審議するため、やまと共創郷育センターCOC+事業協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会組織）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 センター長
- 三 副学長（教育・学生担当）
- 四 事務局長
- 五 参加大学等の長
- 六 参加自治体の長又は長が指名する者
- 七 参加企業等の長又は長が指名する者
- 八 COC+コーディネーター
- 九 その他学長が必要と認めた者

2 前項第五号、六号、七号及び九号の協議員は、学長が委嘱する。

3 第1項第五号、六号、七号及び九号の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会議長)

第7条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する協議員が、その職務を代行する。

平成27年度については、12月18日(金) 樫原ロイヤルホテルにて第1回事業協議会を開催しました。COC+事業に関する初めての会合であり、議長である奈良女子大学長より今後の事業への決意が表明されたほか、参加校である奈良工業高等専門学校からも事業説明が行われました。



第1回事業協議会の模様

4. COC+評価委員会

やまと共創郷育センターのCOC+事業については、センターが行う自己評価に基づき、以下の委員により構成される「COC+評価委員会」による評価を受け、年度ごとの自己点検・評価を通じて事業の内容の改善を行う体制を整備しています。

(評価委員会の設置)

第8条 センターに、本学が実施したCOC+事業について評価を行うためCOC+評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価委員会の組織)

第9条 評価委員会は、次の各号に掲げる者(以下「評価委員」という。)をもって組織する。

- 一 学長が指名する監事
- 二 学外の有識者等
- 三 監査戦略室長

- 2 前項第二号の評価委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第二号の評価委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会委員長)

第10条 評価委員会に委員長を置き、評価委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(評価報告書)

第11条 評価委員会は、評価報告書を作成し、センター長に提出する。

- 2 センター長は、提出された評価報告書の内容等について、学長に報告する。

平成27年度においては、評価の実施方法案の取りまとめを行ったほか、第9条第1項第二号に定める「学外の有識者等」の人選を進め、平成27年度終了後早急に事業評価を実施できる体制を整備しました。

5. 教育プログラム開発委員会

COC+事業の要は事業協働地域のニーズを反映させた「地域志向型教育プログラム」を実施し、学生の奈良県への志向を高めることにあります。地域志向型教育プログラムの企画・立案をするための組織として設置されているのが「教育プログラム開発委員会」です。

(教育プログラム開発委員会の設置)

第12条 センターに、事業協働地域のニーズを反映させた事業に関する事項について、企画・立案する教育プログラム開発委員会（以下「開発委員会」という。）を置く。

(開発委員会の組織)

第13条 開発委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副学長（教育・学生担当）
- 三 教育システム研究開発センター長
- 四 参加大学等の長が指名する者 若干名
- 五 参加自治体の長が指名する者
- 六 学務課長
- 七 学生生活課長
- 八 COC+コーディネーター
- 九 その他センター長が必要と認めた者

- 2 前項第四号、第五号及び第九号の委員は、センター長の申し出を経て、学長が委嘱す

る。

- 3 第1項第四号、五号及び九号の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開発委員会委員長)

第14条 開発委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

平成27年度においては、平成28年度に「地域志向科目」として開講する科目の内容等について意見聴取を行いました。

6. COC+推進機構・機構会議

COC+事業は学生への教育、就職支援、自治体や企業との研究や社会貢献での協働等事業内容が多岐にわたります。やまと共創郷育センターでは学内でのCOC+推進組織として

「COC+推進機構」を、機構の運営に関する事項を審議するための場として「機構会議」を設置しています。

(COC+推進機構の設置)

第15条 センターに、COC+事業の運営のため、COC+推進機構（以下「機構」という。）を置く。

(機構の組織)

第16条 機構は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副学長（教育・学生担当）
- 三 社会連携センター長
- 四 教育システム研究開発センター長
- 五 学務課長
- 六 学生生活課長
- 七 入試課長
- 八 国際課長
- 九 研究協力課長
- 十 COC+コーディネーター
- 十一 その他センター長が必要と認めた者

(機構長)

第17条 機構に機構長を置き、センター長をもって充て、機構の業務を掌理する。

(部門)

第 18 条 機構に、COC+事業推進の企画・立案・実行のため、次に掲げる部門を置く。

- 一 教育改革部門
- 二 就職支援改革部門
- 三 生涯学習・共同研究部門
- 四 事業評価部門

2 部門会議に関し必要な事項は、部門会議が定める。

(教育改革部門)

第 19 条 教育改革部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育システム研究開発センター長
- 二 センター長が指名し学系長が同意した者
- 三 COC+コーディネーター
- 四 学務課学務係長
- 五 その他センター長が必要と認めた者

(就職支援改革部門)

第 20 条 就職支援改革部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生支援室就職支援部門長
- 二 センター長が指名し学系長が同意した者
- 三 COC+コーディネーター
- 四 学生生活課就職係長
- 五 その他センター長が必要と認めた者

(生涯学習・共同研究部門)

第 21 条 生涯学習・共同研究部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 社会連携センター長
- 二 センター長が指名し学系長が同意した者
- 三 COC+コーディネーター
- 四 研究協力課社会連携推進係長
- 五 その他センター長が必要と認めた者

(事業評価部門)

第 22 条 事業評価部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 ファカルティ・ディベロップメント推進委員会委員長
- 二 教育システム研究開発センター長
- 三 COC+コーディネーター
- 四 学務課課長補佐
- 五 その他センター長が必要と認めた者

(機構会議)

第 23 条 機構の運営等に関する事項を審議するため、機構会議を置く。

2 機構会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員が、その職務を代行する。

平成 27 年度は COC+推進機構に置かれた教育改革部門、就職支援改革部門、生涯学習・共同研究部門、事業評価部門の部門長を選出したほか、平成 28 年度から事業が円滑に進むよう部門会議、部門間の意見交換会等を開催しました。

■環境整備 《奈良女子大学》

1. やまと共創郷育センター、やまと共創郷育センター支援室

COC+事業の学内拠点として理学系 A 棟 1 階にやまと共創郷育センター、やまと共創郷育センター支援室を開設しました。

事業専従者が使用する執務机、椅子、PC 等のほか、複合機も設置し、室内で一通りの事務処理を完了させることができる体制を整備しています。



開設時撮影（再掲）



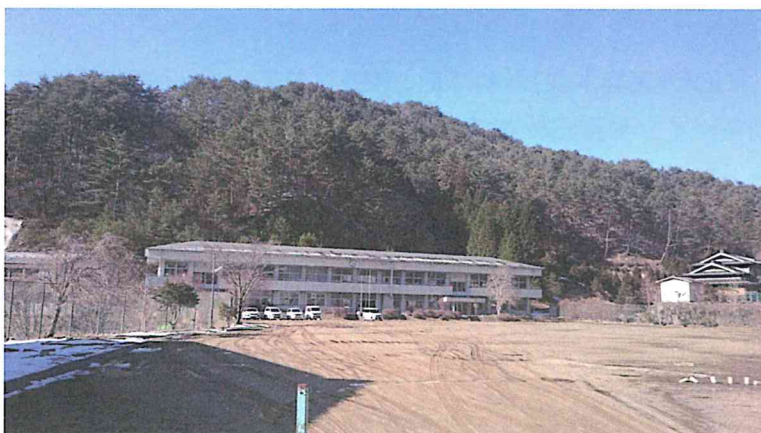
室内の様子

2. 野迫川村サテライト施設の整備

COC+事業においては、兼ねてより連携・協力にかかる協定を締結していた吉野郡下市町、吉野郡十津川村、吉野郡野迫川村にサテライト施設を設け、本学学生の教育の場所として、また、地域住民の方との交流の場として利用することを計画しています。

サテライト施設の開設という点で最も早く整備が進んだのが、吉野郡野迫川村です。野迫川村役場の協力のもと、旧野迫川村中学校施設（吉野郡野迫川村大字北股 38）の普通教室 1 室、コンピュータ教室 1 室を本学サテライト施設として借用する契約を結びました。

サテライト施設については「奈良女子大学 野迫川村交流センター」と名付け、3 月 28 日（月）に開所式を開催、利用を開始しました。



旧野迫川中学校施設



普通教室

3. 下市町、十津川村におけるサテライト施設の設置に向けて

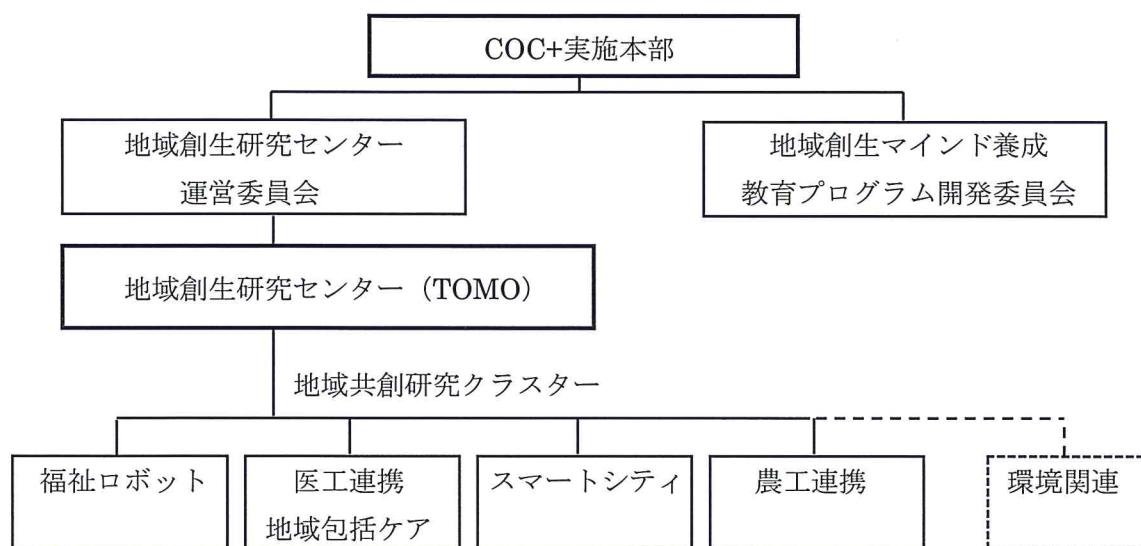
COC+事業においては、野迫川村のほか、下市町、十津川村においてサテライト施設を開設することとしており、現在大学と下市町、十津川村との間で開設に向けた調整を進めているところです。

■COC+学内実施体制 《奈良工業高等専門学校》

1. 奈良高専の COC+推進体制

奈良工業高等専門学校では、「COC+実施本部」（本部長：校長）の下に「地域創生研究センター運営委員会」と「地域創生マインド養成教育プログラム開発委員会」を配置し、①研究活動による地域産業の振興と就職先の企業の開拓と、②地域創生に関する教育の実施を推進する体制としています。さらに、地域創生研究センター運営委員会の下に「地域創生研究センター（TOMO）」を配置し、奈良県の重点課題である①地域産業の支援・創出、②農林業の振興、③医療福祉の充実、④防災危機管理といったニーズを技術的・工学的見地から解決する研究体制を構築するため地域共創研究クラスターを設置し、県内のものづくり企業の再生、地域活性化を支援する体制にしています。

《奈良工業高等専門学校 COC+学内実施体制》



2. 地域創生研究センター (TOMO) の設立

地域創生研究センターは、“友愛” “共生” “智慧 (ちえ)” の3つを理念として掲げ、『地域への“友愛”に基づく教育研究活動を通じ、地域と“共生”するための“智慧 (ちえ)”を創出するグローバル・ベンチャーマインド人材』を奈良女子大学と共に一丸となって取り組んでいくための組織です。友愛の“友”、共生の“共”、智慧の“智”から TOMO と名付けました。

このセンターでは、本校が保有する研究開発ノウハウを横断的に結集し、奈良県の重点課題を解決し、地域に根差したシーズ提供を行っていく為、H27年度に4つの研究クラスター、①福祉ロボットクラスター、②医工連携・地域包括ケアクラスター、③スマートシティクラスター、④農工連携クラスターを編成し活動中です。H28年度からは、新たに⑤環境関連クラスターが加わる予定です。

3. 規程の整備

組織整備のために、以下の規程を整備しました。

《奈良工業高等専門学校「COC+実施本部」規程》

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に COC+実施本部（以下「本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部は、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の趣旨にのり、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、奈良県が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 一般教科及び専門各学科主任
- 六 産学交流室長
- 七 地域創生研究センター長
- 八 地域創生マインド養成教育プログラム開発委員長
- 九 事務部長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長を置き、校長をもって充てる。

- 2 本部長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 本部に副本部長を置き、本部長が指名する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(本部員以外の出席)

第5条 本部長が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 本部に関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月12日から施行する。
- 2 この規程は、附則第一項で定める日から起算して文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」が終了した日にその効力を失う。

《奈良工業高等専門学校「地方創生研究センター」 規程》

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に地域創生研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、地域創生マインド養成教育プログラムを実施することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するために、センターに次の地域共創研究クラスターを置く。

福祉ロボットクラスター

医工連携クラスター

スマートシティクラスター

農工連携クラスター

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 校長から指名されたセンター長 1名

二 副センター長（地域共創研究クラスター総括担当） 1名

三 各地域共創研究クラスターリーダー 4名

四 センター長から指名された者 若干名

（センター長及び副センター長の任期）

第5条 センター長は、専任教員の中から校長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

（地域共創研究クラスターリーダー）

第6条 第3条に定める各地域共創研究クラスターにクラスターリーダーを置き、センター長が指名する。

2 クラスターリーダーは、当該クラスターに関する業務を総括する。

（運営委員会）

第7条 センターの円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第8条 センターに関する事務は、総務課で行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

《奈良工業高等専門学校「地方創生研究センター運営委員会」規程》

（設置）

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校地域創生研究センター規程（以下「センター規程」という。）第7条に基づき、地域創生研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、地域創生研究センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務計画及び管理運営に関すること
- 二 センターの総括及び連絡調整に関すること
- 三 地域共創研究クラスターに関すること
- 四 奈良県及び奈良県下企業等との地域創生に係る協働事業に関すること
- 五 その他目的達成に必要な事項に関すること

（組織）

第4条 委員会はセンター規程第4条の組織をもって充てる。

（委員長）

第5条 委員長は、センター長をもって充て、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故ある時は、センター規程第4条第二号の副センター長がその職務を代理する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

（事務）

第6条 委員会の事務は、総務課で行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

《奈良工業高等専門学校「地域創生マインド養成教育プログラム開発委員会」規程》

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則第65条の規定に基づき、地域創生マインド養成教育プログラム開発委員会（以下「プログラム開発委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 プログラム開発委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 地域創生マインド養成教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の教学計画の策定に関すること。
- 二 教育プログラムのカリキュラム策定に関すること。
- 三 教育プログラムの学習・教育目標の設定に関すること。
- 四 その他教育プログラムの教学に関すること。

(組織)

第3条 プログラム開発委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長から指名された委員長 1名
- 二 副委員長 2名
- 三 教務委員会から選出された者 1名
- 四 専攻科委員会から選出された者 1名
- 五 委員長から指名された者 若干名
- 六 各地域共創研究クラスターリーダー 4名
- 七 校長から指名された学外委員 若干名

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員長及び委員の任期)

第5条 委員長及び第3条第二号から第五号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 プログラム開発委員会に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

